（本號は二面）　（逓信省認可）　明治二十四年十一月二十日　（定價金二錢）

時事新報

第三千百九十一號
明治廿四年十一月二十日金曜日
舊暦辛卯十月十九日（庚戌）
（西暦一千八百九十一年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

義捐金募集の日延べ

大地震に付義捐金募集の期限は十一月十五日までの定ありし處遠隔地方の慈善家より送金し來る分は昨今に至りて最も多く續々延期の申込あるに付更らに其期を延ばして來る一十五日迄と定む

明治二十四年十一月十五日　東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地　時事新報社

時事新報

我國の人口次第に增加して下流社會に漸く衣食の不足を告るに從ひ近來世間に海外移住の談を催はしたるも亦偶然に非ず頃日龍動タイムス新聞を見るに濠洲移住の利を說くものありて立言都て着實あるが如くなれば其大意を譯說して我海外移住論者の參考に供す

濠洲

有名なるニューサウスウェイルスの統計學者コグラン氏の取調に據るに英國の領地を悉皆合すれば其面積八百四萬平方哩ありて濠洲は殆んど其五分の二即ち三百十六萬一千四百七十平方哩を占め其廣さみと大英國の二十六倍、佛蘭西の十五倍にして全歐洲大陸若しくは北米合衆國の廣さに比して略相似たるものあり土地の廣大なるみと斯の如くにして扨其氣候は如何と云ふにニューサウスウェイルスヴィクトリア及ひ南濠洲の全部、クヰンスランドと西濠洲の過半、及びタスメニアとニューヂイランドの全部は溫帶中に在りて其總體の廣さ二百萬平方哩に近し其他熱帶に在る部分中にも白人の住居に適したる土地少からずして例へばニークヰンスランドの如き熱帶地なれども此に住居する白人あるは其身體特に健康なる者多しと云ふ此廣大なる土地を占領する人民の數凡そ四百萬大抵皆英國より出でたる者にして無人の野蠻に移り荒野を開拓し商賣工業を興し天與の富源を空しせずして移住地の面目を一新するが如きは其人民の種族に特有する天賦の能力にして之を助るに今世日新の文明理學の利器を以てするときは殆んど事とするに成らざるはなかる可く前途實に大に望あるものと云ふ可し

コグラン氏の算定に據れば千八百八十九年に濠洲の私有財產は總額十一億四千八百萬封度にして之を人口に割付くれば平均一人の財產三百八封度となる割合なり而して之に官有の土地、鐵道、電信等の諸財產を加ふるときは實に十二億九千六百萬封度に達すべし今濠洲の人口は歐洲の大國に於ける一洲の人口にも及ばざれども其人民の財產及び所得の高は遙に歐洲第二流の國に勝れり又國民一人の平均財產を比較するときは世界中濠洲を第一位に置き彼の北米合衆國の如きも此一點に於ては遙に其下に在る者あり又千八百八十九年の調査に係る濠洲商賣の總額一億三千百七十四萬九千封度の內七千六百三十八萬四千封度は外國貿易の金高にして英國との取引は其七割七分を占め而して同年の外國貿易額は前年より二千四百萬封度を增したるものなりと云ふ以て其進步の盛なるを見るに足る可し又商賣の盛なると共に船舶の往來も甚だ頻繁にして同年濠洲諸港に出入したる船舶の總噸數は千六百十六萬二千八百二十噸にして其內五百七十四萬九千六百八十三噸は外國貿易に屬し英國の商船は總噸數の百分の八十八に居り近來は世界の各所より濠洲に往來する船舶甚だ多く其中には遠力と云ひ裝置と云ひ都て完全して殆んど歐米間を往來する太西洋の汽船に匹敵するものあり又陸上には一萬一千哩の鐵道と四萬哩の電信線ありて其に其賃錢甚だ安く運輸交通に便あらざるはなし濠洲の隆盛ある景況は大略右の如くにして扨其人口を數ふれば前にも云へる如く僅かに四百萬にして十哩四方なる倫敦一市の人口にも及ばざるものなれば今後其人口の增殖するに從て如何なる長足の進步を爲すに至るべきや計り知る可からず唯今日の事態は其第一步として見る可きのみ

（未完）

官報

◎交部省令第十二號

明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校令第十三條ニ基キ學級編制等ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十四年十一月十七日

交部大臣伯爵大木喬任

第一條　學級編制等ニ關スル規則

小學校ニ於テハ此規則ニ依リ學級ヲ編制スルモノトス

全校兒童ヲ一學級ニ編制スルモノヲ單級ノ學校トス

小學校ニ於テ全校兒童ヲ二學級以上ニ編制スル場合ニ於ハ兒童ノ學力及年齡ヲ斟酌シ學級ヲ別ツヘシ

第二條　市町村立尋常小學校ニ於テ學級ヲ編制スルコトヲ得

一　全校兒童ノ數七十人未滿ナルトキハ之ヲ一學級ニ編制スヘシ

二　全校兒童ノ數七十人以上百四十人未滿ナルトキハ之ヲ二學級ニ編制スヘシ

三　全校兒童ノ數百四十人以上ナルトキハ一學級兒童ノ數平均凡五十人乃至七十人以上ナルトキハ之ヲ三學級ニ編制スヘシ

四　同學年ノ女兒ノ數一學級ヲ組織スルニ足ルトキハ男女學級ヲ別ツヘシ但第一學年及第二學年ニ於テハ此限ニ在ラス

前項第二款本文及第三款ノ場合ニ於テハ一學級兒童ノ數百人ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條　市町村立尋常小學校ニ於テ學級ヲ編制スルニハ左ノ例ニ依ルヘシ

一　全校兒童ノ數六十人未滿ナルトキハ之ヲ一學級ニ編制スヘシ

二　全校兒童ノ數六十人以上百二十人未滿ナルトキハ之ヲ二學級ニ編制スヘシ但六十人以上八十人未滿ナルトキハ之ヲ一學級ニ編制スルコトヲ得

三　全校兒童ノ數百二十人以上ナルトキハ一學級兒童ノ數平均四十人乃至六十人ノ割合ヲ以テ適宜學級ヲ編制スヘシ

四　全校女兒ノ數一學級ヲ組織スルニ足ルトキハ男女學級ヲ別ツヘシ

前項第二款本文及第三款ノ場合ニ於テハ一學級兒童ノ數八十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條　市町村立尋常小學校ニ於テ教員ヲ配置スルニハ左ノ例ニ依ルヘシ

一　單級ノ學校ニ於テハ全校兒童ノ數六十人未滿ナルトキハ本科正教員一人ヲ置キ七十人以上ナルトキハ本科正教員一人及本科補助教授スル者一人ヲ置クヘシ

二　多級ノ學校ニ於テハ兒童ノ數七十人未滿ノ學級ニ就キテハ本科正教員一人及本科補助教員一人ヲ置キ七十人以上ナルトキハ本科正教員一人及本科補助教授スル者一人ヲ置クヘシ

教員一人ヲ置キ七十人以上ノ學級ニ就キテハ其數ノ割合ヲ以テ本科正教員一人及本科補助教員一人ヲ置クヘシ

前二款ノ場合ニ於テ本科教員ヲ置ク外適宜專科教員ヲ置クコトヲ得

第五條　市町村立高等小學校ニ於テ教員ヲ配置スルニハ左ノ例ニ依ルヘシ

一　單級ノ學校ニ於テハ全校兒童ノ數六十人未滿ナルトキハ本科正教員一人ヲ置キ七十人以上ナルトキハ本科正教員一人及本科補助教員一人ヲ置クヘシ

二　多級ノ學校ニ於テハ兒童ノ數七十人未滿ノ學級ニ就キテハ本科正教員一人及本科補助教員一人ヲ置キ七十人以上ナルトキハ本科正教員一人及本科補助教員一人ヲ置クヘシ

三　前二款ノ場合ニ於テハ本科教員ヲ置ク外適宜專科教員ヲ置クコトヲ得

第六條　私立小學校ニ於テハ一學級ニ就キテハ本科正教員一人ヲ置クヘシ但一學級兒童ノ數尋常小學校ニ於テハ百人高等小學校ニ於テハ八十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條　私立小學校ニ於テハ適宜學級ヲ編制スヘシ但一學級兒童ノ數尋常小學校ニ於テハ百人高等小學校ニ於テハ八十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條　多級ノ學校ニ於テハ教科目ノ種類ニ依リ一人ノ本科正教員數學級又ハ其一部ノ兒童ヲ合シテ同時ニ教授スルコトヲ得

第九條　尋常小學校ニ於テハ左ノ場合ニハ全校ノ兒童ヲ二部ニ區分シ其一部ノ教授ヲ後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得

一　全校兒童ノ數七十人以上百人未滿ニシテ本科正教員一人及本科補助教員（補助教授スル者）一人ヲ置クコト能ハサルトキ

二　全校兒童ノ數百人以上百四十人未滿ニシテ本科正教員二人ヲ置クコト能ハサルトキ

三　同時ニ全校ノ兒童ヲ教ルニ足ルヘキ教室ヲ設クルコト能ハサルトキ

第十條　教室採光等ノ爲メ又ハ特別ノ事情アルカ爲メ市村町立小學校ニ於テ第二條乃至第五條ノ例ニ依リ難キトキ又ハ前條ノ場合アルトキハ其市町村ニ於テ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

特別ノ事情アルカ爲メ私立小學校ニ於テ前條ノ場合アルトキハ其設立者ニ於テ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

第十一條　小學校ニ於テ三學級以上ヲ設クルトキハ學校長ヲ置クヘシ

文部省令第二百十五號小學校令（明治二十三年十月七日官報）抄錄

勅令第二百十五號小學校令中左ノ如ク改正ス

第十三條　小學校ノ單級多級ノ制男女ノ區別シ教授スヘキ場合多級ノ學校ニ於テハ兒童ヲ置キ一教員ノ教授シ得ヘキ兒童ノ數等ニ關シテハ文部大臣之ヲ規定ス

文部省令第十二號參照

勅令第二百十五號小學校令（明治二十三年十月七日官報）抄錄

第十三條　小學校ノ單級多級ノ制男女ノ區別シ教授スヘキ場合多級ノ學校ニ於テハ兒童ヲ置キ一教員ノ教授シ得ヘキ兒童ノ數等ニ關シテハ文部大臣之ヲ規定ス

◎文部省令第十三號

明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校令第十五條ニ基キ小學校ノ毎週教授時間ノ制限ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十四年十一月十七日

文部大臣伯爵大木喬任

第一條　小學校ノ毎週教授時間ノ制限

尋常小學校ノ毎週教授時間ハ十八時以上三十時以下トス但本年十一月文部省令第十二號參級編制等ニ關スル規則第九條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第二條　高等小學校ノ毎週教授時間ハ二十四時以上三十六時以下トス

第三條　小學校ノ補習科ノ毎週教授時間ハ四時以上十八時以下トス

第四條　小學校ノ各教科目ノ毎週教授時間ハ第一條第二條ノ範圍內ニ於テ府縣知事之ヲ定ム文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

文部省令第十三號參照

勅令第二百十五號小學校令（明治二十三年十月七日官報）抄錄

第十五條　小學校ノ毎週教授時間ノ制限及試驗大祭日ノ儀式等ニ關シテハ文部大臣之ヲ規定ス

◎文部省令第十四號

明治二十三年十月勅令第二百十五號小學校令第十六條ニ基キ小學校教科用圖書審査等ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十四年十一月十七日

文部大臣伯爵大木喬任

小學校教科用圖書審査等ニ關スル規則

小學校圖書審査委員ハ左ノ數ニ從ヒ府縣知事之ヲ命ス

第一條　府縣官吏一名

一　府縣參事會員二名

二　尋常師範學校教員二名

四　尋常師範學校教員三名乃至五名

五　小學校教員三名乃至五名

府縣知事ハ審査委員中ニ試驗委員長ヲ命ス

第二條　審査委員ハ自己又ハ其親族ノ著撰譯編纂校閱出版等ニ係ル圖書ヲ審査スルコトヲ得ス但已ムヲ得サル場合ニ於テ府縣知事之ヲ許可ヲ受クヘシ

第三條　審査委員ニ於テ審査ヲ了ルトキハ委員投票ヲ以テ其結末ヲ府縣知事ニ具申スヘシ

第四條　府縣知事ハ前條ノ具申ニ依リ相當ト認ムル圖書ヲ小學校教科用圖書ト定ムヘシ

第五條　府縣知事ハ四箇年ヲ經ルニ非サレハ小學校ノ教科用圖書ヲ更定スルコトヲ得ス但本項ノ例ニ依リ難キ事情アルトキハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケテ特別ノ處分ヲナスコトヲ得

前項ニ依リ更定シタル圖書ハ小學校ニ用フルニハ之ヲ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ其他ノ兒童ニハ從來ノ教科用圖書ヲ繼用セシムヘシ但本項ノ例ニ依リ難キ事情アルトキハ市町村立小學校ニ就キテハ其市町村長ニ於テ私立小學校ニ就キテハ其設立者ニ於テ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

第六條　此規則施行前府縣知事ニ於テ定メタル小學校教科用圖書ハ仍其效力ヲ有スルモノトス

第七條　此規則ニ關スル細則ハ府縣知事之ヲ定ム

文部省令第十四號參照

勅令第二百十五號小學校令（明治二十三年十月七日官報）抄錄

第十六條　小學校ノ教科用圖書ハ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ限ル

審査委員ハ府縣ニ置キ府縣官吏府縣參事會員小學校教員ヲ以テ之ヲ組織ス

審査委員及審査ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

文部省令第十五號

明治二十四年四月文部省令第二號ニ依リ小學校教員ノ數ヲ正スルコト左ノ如シ

明治二十四年十一月十七日

文部大臣伯爵大木喬任

小學校教員ノ數

第一條　校地ハ道路上及衛生上ニ害ナク且兒童ノ通學ニ便ナルヲ要ス

第二條　校舍ハ學校ノ種類學級ノ編制兒童ノ員數教員室等ヲ備フヘシ

土地ノ情況ニ依リ便宜學校長若クハ教員ノ管理ヲ地ニ相當ノ遠物アルトキハ之ヲ校舍ニ充ツヘシ

校舍建築ハ主トシテ學校經濟ニ注意シ授業ノ便利ヲ務メテ外觀ノ虛飾ヲ去リ實朴堅牢ニシテ

第三條　校具ハ學校ノ種類學級ノ編制兒童ノ員數ニ應シテ之ヲ備フヘシ

第四條　器械場ハ爲政ノ處ナキ場所ヲ擇ブヘシ

○逓信省告示第二百五十八號

筑後國三池郡大牟田郵便局ニ於テ十二月十六日ヨリ其事務ヲ取扱ハル

明治二十四年十一月十九日　逓信大臣

○第二豫備金支出

明治二十四年度第二豫備金第十三回

一金九萬五千五百三十二圓二十四錢

內

金五萬七千百五十一圓四錢五厘

金二萬二千八十三圓五十六錢二厘

金一萬六千二百九十七圓六十三錢三厘

本年十月愛知岐阜並大坂地方震災器械等破壞シタルヲ以テ之カ營繕ヲ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出シ三大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ十八日勅裁ヲ得タリ

明治二十四年十一月十九日　大藏大

雜報

○師範學校に關する諸令の精神

令、訓令を以て發布されたる師範常師範學校官制の改正（第二）同校（第三）尋常師範學校生徒學費支給法重なる改正の精神なりと云ふを聞

第一　現行の師範學校令は去る十のにして今日の形勢に照し改正せなからざれども全部の改正は他日のみに就き今回は改正を加えたる正中尋常師範學校の設備を從來のして地方自治の精神に伴はしめて要領を示す迄となす事最も重要の師範學校附屬小學校經費を本校と別

部若くは一部を授業料にて支辨同樣地方稅支辨とすれども其精神生徒に賞與授業の練習をなさしめ民の子女にも就學し得べからしめる見込ありといふ

第二　尋常師範學校の官制を改正給を國庫支辨に改めて委任となりしものにして教頭及び幹事を廢止に於て是等の職務を分掌する方